

調達公告

企画コンペ方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成26年9月29日

管財課注記

本件業務については、期日(10/8)までの参加申込者が1名のみとなったため競争性を確保するため公告を取り下げ企画コンペを中止しました。

1 企画コンペに付する事項

件名	焼却処理業務 (以下「本件業務」という。)	
実施(納品)場所	委託業者処理施設	
完成期日	平成30年3月31日	
業務概要	焼却処理業務 平成27年度から平成29年度までの期間、安来市から排出される一般廃棄物の焼却処理業務 詳細は、仕様書にて確認すること。	
担当部署	市民生活部環境政策課 電話 0854-23-3101 F A X 0854-23-3151	
入札保証金	免除する	
契約保証金	免除する	
支払条件	前金払	無
	部分払	有 月額支払
概算事業費	815,000千円	3年間の総事業費であり、予定価格については、この範囲内の単価契約として別途算定します。

2 参加する者に必要な資格

公告日の時点で平成25・26年度安来市有資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体の参加は認めない。

	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 2 安来市における市税の滞納がないこと。 3 公告の日から参加申請の提出期限までの間に安来市による指名停止を受けていないこと。 4 次の各号のいずれにも該当しない者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者。 (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者。
--	---

基本要件	<p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続の申立てがなされている者。</p> <p>(4) 役員等(個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。(以下この号において同じ。))が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者。</p> <p>(5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している物。</p> <p>(6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。</p> <p>(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している物。</p> <p>(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。</p> <p>5 参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと</p> <p>(1) 親会社と子会社の関係</p> <p>(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係</p> <p>(3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係</p> <p>(4) 前2号と同視し得る資本関係又は人的関係</p>
営業所所在地	島根県または鳥取県に焼却施設を有すること。
業務実績等	無

3 参加資格の確認等

参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

提出書類	<p>参加申込書 1部</p> <p>企画提案書 8部</p> <p>見積書及びその内訳書 1部</p> <p>消費税及び地方消費税納税証明書(写し不可) 1部</p> <p>安来市税納税証明書(写し不可) 1部(安来市の課税がある場合)</p> <p>その他 一般廃棄物処分業許可証の写し 1部 一般廃棄物処理施設設置許可証の写し 1部</p>
提出先	1. の担当部署まで
提出期限	平成26年10月8日 午前10時まで(必着)
提出方法	持参、郵送又は宅配による FAX及びインターネットを使用した送付は認めない。
提出書類の入手方法	安来市ホームページ(http://www.city.yasugi.shimane.jp/)からのダウンロード又は担当部署での入手による
確認審査	提出期限ののち速やかに行い、一次審査の結果と共にFAXにより通知する。
参加資格がないと認めたと者	参加資格がないと認められた者は、市に対して理由の説明を求められることができる。この場合において、参加資格の結果を受け取

に対する説明	た日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）以内に参加資格がないとされた理由を書面により説明を求めものとする。
参加資格の取り消し	確認審査後、次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消す。 (1) 二次審査の時点までに参加に必要な資格を喪失した者 (2) 二次審査の時点までに安来市による指名停止を受けた者 (3) 二次審査の時点までに法令違反等が報道等により明らかであり契約の相手方として不適当であると認められる者

4 仕様書等の閲覧、質問及び回答

仕様書等の閲覧、質問及び回答については次のとおりとする。

閲覧方法	安来市ホームページからのダウンロード又は担当部署での閲覧。
仕様書等の送付	行わない。
閲覧場所での閲覧期間	公告の日から提出書類提出期限の前日まで。ただし閉庁日及び執務時間外は除く。
仕様書等への質問方法	仕様書等に関する質問のある者は、書面にて担当部署へ持参又はFAXにて提出すること。郵送及び宅配は認めない。
提出期限	平成26年10月6日 午後1時まで（必着）
回答	原則として提出期限の翌日にFAXにより回答し、安来市のホームページにも掲載する。

5 二次審査（プレゼンテーション）の日時と会場

二次審査（プレゼンテーション）の日時と会場については次のとおりとする。

日時	平成26年10月9日 午前9時
会場	安来庁舎3階第1会議室（控室：同第2会議室）
その他	二次審査の順番及び持ち時間等については一次審査合格者に別途通知する。

6 企画提案書及び見積書作成等について

企画提案書及び見積書作成等について

企画提案書の記載方法等	1 評価項目等については、別紙企画コンペ説明書で確認すること。 2 指定の様式により作成すること。 3 各評価項目については、最大A4用紙1枚以内にまとめること。 4 一度提出した企画提案書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
見積金額の記載方法等	1 見積回数は1回までとする。 2 消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。 3 1円未満の金額は記載しないこと。 4 一度提出した見積書の書換え、引替え又は撤回は認めない。 5 見積金額の錯誤は認めない。
内訳書	1 見積書の提出に併せて、その内訳書を提出すること（提出された内訳書は返却しない。） 2 内訳書は、参加者の商号又は名称を記載し、押印のうえ提出すること。 3 内訳書の合計金額は、見積書の金額と一致させること（一括値引きは認めない。）。

7 無効と失格要件

無効と失格要件は次のとおりとする。

無効要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 条件に違反してなされた企画提案 2 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる企画提案 3 同一人が本件業務について2種類以上の見積書又は企画提案をした場合のそのいずれも見積書又は企画提案 4 金額の記載のない見積書 5 金額等を訂正した場合において、訂正印のない見積書 6 件名、実施（納品）場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は押印のない見積書又は企画提案 7 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書又は企画提案
失格要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類に不備不足がある者 2 二次審査（プレゼンテーション）において遅参又は欠席した者 3 二次審査（プレゼンテーション）の時点までに安来市による指名停止を受けた者 4 本件業務の参加資格確認において虚偽の申請をした者

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次のとおりとする。

一次審査合格者の決定方法	<p>予定価格の範囲内の価格をもって有効な見積をした者</p>
二次審査（プレゼンテーション）合格者（落札者）の決定方法	<p>一次審査合格者のうち、二次審査（プレゼンテーション）により求めた数値（標準点100点+評価項目による加算点=評価点）を見積金額で除し、1,000,000を乗じて求めて数値（評価値）が一番高い者で有効な企画提案をした者</p> <p>$評価点 / 見積金額 \times 1,000,000 = 評価値$</p> <p>ただし、標準点については与えない場合がある（詳細は企画コンペ説明書で確認すること。）。</p> <p>評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、クジにより落札者を決定する。</p>

9 その他

その他については次のとおりとする。

落札者の決定後、契約を締結しない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 落札者決定から契約締結までの間に落札者が参加に必要な資格を喪失した場合 2 落札者決定から契約締結までの間に落札者が契約保証金を納付しない場合 3 落札者決定から契約締結までの間に落札者が安来市により指名停止を受けた場合
落札者と契約を締結しない場合の対応	<p>再度公告を実施又は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき落札順位の高い者から順に契約締結交渉を行う。</p>
費用負担	<p>見積書及び企画提案の作成等一切の費用は参加者の負担とする。</p>
著作権等の取り扱い	<p>企画提案の著作権は、参加者に帰属する。ただし、見積結果等の公表において本市が必要と認める用途については、企画提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。企画提案の複製が必要な場合は、参加者の承認を得た上で行う。</p>
結果等の公表	<p>落札者を決定した場合は、見積結果等に関する書類を閲覧に供する。</p>

企画コンペ説明資料

1．件名 焼却処理業務

2．企画コンペを採用する理由

市民の生活に直結し、自治体の責務である可燃ごみ焼却処理を業務委託するにあたっては、安定的な適正処理が求められる、価格のみではなく総合的な見地で業者選定を行う必要があるため。

3．評価点及びその配点

(1) 業務実績

過去3年間（平成23年度、平成24年度、平成25年度）に、地方自治体における可燃ごみ処理の業務実績を評価する。

3年とも請負実績がある	5点
請負実績なし	0点

(2) 地域貢献

安来市に対する地域貢献を評価する。

【添付：営業証明】

安来市内に本社又は支社等を有している	10点
" " 有していない	0点

(3) 業務体制

市への連絡、市からの指令に対して迅速な対応ができる体制がとれるように安来市内に職員が常駐する拠点を構えている又は業務請負の折に構える予定があるか評価する。

【添付：拠点を構える予定がある場合は別に定める覚書を提出】

職員が常駐する拠点を構えている又は予定である	5点
職員が常駐する拠点を構えない	0点

(4) 適正処理

過去5年間に、県、市町村から行政処分を受けていない等、適正な処理がなされているかを評価する。

行政処分を受けていない	0点
行政処分を受けている	10点

(5) 処理の安定性

施設整備又は有事の際等、処理が困難な場合に対応できる、可燃ごみの保管施設や複数炉を有しているか評価する。

【添付：各号の評価点を算出する根拠となる許可証等の写し】

保管施設（ピット及び密閉型の保管施設に限る）

可燃ごみをストックできる保管施設容量に 100 m³あたり 1 点を乗じて加点し、加点上限を 10 点とする。ただし、100 m³に満たない端数は切り捨てることとする。

例) 容量が 480 m³の場合 4 点

複数炉

複数の炉を有する場合は 10 点とし、無い場合は 0 点とする。ただし、32 トン/日 以上の炉を対象とする。

余力処理能力

安来市の平均可燃ごみ量 32 トン/日を超える余力処理能力に 10 トンあたり 2 点を乗じて加算し、加点の上限を 10 点とする。ただし、10 トンに満たない端数は切り捨てることとする。

例) 処理能力が 50 トン/日の場合 2 点

(6) 運転管理及び施設整備

運転管理を行うにあたり、トラブルを回避するためマニュアルの作成や職員研修がなされているか、定期的なメンテナンスが必要となる設備の整備計画と実績を評価する。

【添付：管理マニュアル、施設整備計画書等】

特に優れている（評価できる項目が 5 つ以上） 10 点

優れている（評価できる項目が 3 つ以上） 5 点

評価できない場合（評価できる項目が 2 つ以下） 0 点

(7) 臭気対策

10 トンパッカー車による可燃ごみ搬入の際、二重扉等が施してあり外気と遮断され、十分な臭気対策がされているかを評価する。

搬入場所が外気と遮断されている 20 点

搬入場所が外気と遮断されていない 0 点

(8) 運搬リスク

事故、天災、道路状況等により、安定し安全に焼却処理施設まで運搬ができるか評価する。
市の積替施設から焼却処理施設までの片道移動距離 100 km を基準とし、10 km 距離が短くなるごとに 1 点を加点又は 10 km 距離が遠くなるごとに 1 点を減点する。ただし、減点の上限を 10 点とする。なお、10 km に満たない端数は切り捨てることとする。

また、運搬経路は 10 トンパッカー車が十分に通行できる道幅であり、積降作業を含め積替施設（清瀬クリーンセンター）から 4 時間以内で往復ができる経路に限る。

【添付：積替施設から運搬経路地図】

例) 積替施設からの片道移動距離が 50 km の場合 5 点

(9) 環境配慮

本業務を含む事業活動において、地球温暖化対策等、環境配慮がなされているかを評価する。

特に優れている（評価できる項目が 5 つ以上） 10 点

優れている（評価できる項目が 3 つ以上） 5 点

評価できない場合（評価できる項目が 2 つ以下） 0 点

評価項目、配分点、加算点一覧

評価項目	配分点	加算点
(1) 業務実績	5	5、0
(2) 地域貢献	10	10、0
(3) 業務体制	5	5、0
(4) 適正処理	0	0、-10
(5) 処理の安定性		
保管施設	10	10 ~ 0
複数炉	10	10、0
余力処理能力	10	10 ~ 0
(6) 運転管理及び施設整備	10	10、5、0
(7) 臭気対策	20	20、0
(8) 運搬リスク	10	10 ~ -10
(9) 環境配慮	10	10、5、0
合計	100	

仕 様 書

業務名 焼却処理業務

施行場所 委託業者処理施設

	項 目	数量	単価(円)	金額(円)	備考
1	可燃ごみ焼却処理費	1 kg			
2	燃え殻処分費	1 kg			
3	ばいじん処分費	1 kg			
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	小計				
	消費税				
	合計				年間見込量 8,800,000kg

特記事項

1) 年間見込量 8,800,000kg

2) 契約は1kg当たりの単価とする。

1、2、3項目の単価を合算した金額を見積書には明示すること。

小数点下1桁までの記載を認める。

3) 焼却残渣(燃え殻、ばいじん)はセメント材料と同等程度の再資源化処理をおこなうこと。

4) 3年間の複数年契約とする。

5) 「可燃ごみ焼却処理費」には運搬は含まない。

6) 消費税法改正に伴い契約金額に変更の必要が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。